

## 「長崎県手話言語条例(素案)」に対するパブリックコメントの募集結果について

「長崎県手話言語条例(素案)」について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。お寄せいただいたご意見に対する県の考え方をまとめましたので、下記のとおり公表いたします。

### 1. 募集期間

令和5年10月13日(金)～令和5年11月10日(金)

### 2. 募集方法

電子申請、郵送、ファクシミリ

### 3. 閲覧方法

県ホームページ、長崎県障害福祉課、県政情報コーナー(県民センター内)  
各振興局行政資料コーナー(長崎振興局を除く)  
長崎県立ろう学校、長崎県聴覚障害者情報センター

### 4. 意見件数

32件

### 5. 意見への対応区分の内容

対応区分	対応内容	件数
A	素案に修正を加え反映させたもの	2
B	素案に既に盛り込まれているもの 素案の考え方や姿勢に合致し、今後、具体的な施策を進める中で反映していくもの	21
C	今後検討していくもの (素案に反映しないが、今後の施策の進め方の参考とするもの)	9
D	反映が困難なもの	0
E	その他	0
合計		32

## 6. 提出された意見の趣旨及び県の考え方

番号	項目	意見の要旨	対応区分	意見に対する県の考え方
1	計画全体	長崎県手話言語条例に賛成である。九州の中では長崎県だけ成立していなかったため、一日も早い条例制定を望んでいた。特に第14条(学校における手話の普及)が速やかに施行されることを切に願う。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及等に関する施策の推進に取り組んでまいります。
2	計画全体	手話言語条例の制定により、ろうあ者と共に手話の周知活動を続けていき、施行後は手話通訳派遣の需要も増えるので、一人でも多く手話通訳者が育って下さることを期待したい。ろうあ者のこれまでのご苦労が報われ、バリアフリーな共生社会の実現を切に願っています。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。
3	計画全体	ろう者の方々が生きやすくなるために手話の普及を推進することは良いと思います。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。
4	計画全体	第2条において、定義される言葉(「手話言語」、「ろう者」)を用いて定義している。 第4条において、「前条に定める基本理念」の次に「(以下「基本理念」という。)」を追加すべき。(「障害もある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」参照) 第7条において、障害者関係団体がどこまでの団体を考えているのかわからない。視覚障害や知的障害、精神障害の団体も手話の普及啓発の努力義務がある規定になっている。 「手話通訳者」と「手話通訳を行う者」の使い分けが不明。統一するべきでは、第16条の「ろう者等による普及啓発」は、定める必要があるのか。	B	用語を定義する上で必要なため、記載のとおりとしております。 ご意見のとおり、修正を行います。 本条例が掲げる共生社会の実現には、様々な障害者関係団体の理解や協力が必要であると認識をしており、障害者に関わる全ての団体を対象としています。 手話通訳者は都道府県で認定された手話通訳を行う者のことであり、第13条においては広く手話通訳を行う全ての方を対象としています。 本条例の目的及び基本理念は、ろう者やろう者の団体の方の協力があってこそ、実現できるものであると認識をしており、その点を明確にするために第16条を定めております。
5	計画全体	手話言語条例の制定に賛成します。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。
6	計画全体	手話学習を始めて15年ほどですが、手話言語条例ができることを嬉しく思います。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。
7	計画全体	言語である「手話」が教育の現場でもきちんと受け入れられ、聞こえない聞こえにくい子どもたちが、自分にあったコミュニケーション手段を選択し、学び成長できる環境が整うことを願っています。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。

番号	項目	意見の要旨	対応区分	意見に対する県の考え方
8	計画全体	聞こえる人が当たり前で情報が取れるように、聞こえない人も、努力しなくても当たり前で同等に情報が取れるような社会にするべきだと思います。条例を作って終わりではなく、それが実際に社会で運用される社会が変わらなくては意味がありません。	B	今後の具体的な施策については、長崎県手話言語施策協議会の意見を聴取しながら、施策の推進に取り組んでまいります。
9	計画全体	賛成です。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。
10	計画全体	<p>前文の2段落目、「しかし、手話は、法的に言語として認められておらず…」のところは少しわかりにくいですが、「条約はある、条例もあるが国内法はまだない」ということでよろしいでしょうか。「しかし、手話は(現在はまだ)国内法的に言語として認められていない、」といった表現で、「昭和初期…」と文を分けるとわたしでもわかりやすく思います。</p> <p>第2条の定義において、ろう者を「手話言語を使い日常生活をおくる者」として定義しています。この定義は、この条例の文脈において特定されていることは理解していますが誤解を招くことはないでしょうか。「本条例では…手話を主要なコミュニケーション手段として…」など落としどころはありませんでしょうか。</p> <p>実施後の効果や成果を定期的に評価・見直ししていくことを明記頂きたいです。条例を作り放しにならないように留意が必要だと思います。</p>	B	<p>ご意見のとおり、誤解を招く表現となっておりましたので、「手話は、かつて言語として認められておらず」と修正を行いました。</p> <p>本県条例では、手話の普及を図るため、ろう者を「聴覚障害者のうち、手話言語を使い日常生活をおくる者」と定義しています。</p> <p>今後の具体的な施策については、長崎県手話言語施策協議会の意見を聴取しながら、施策の推進に取り組んでまいります。</p>
11	計画全体	素案を読みました。内容には賛成です。是非、県民に広く受け入れて頂けることを願っています。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。
12	計画全体	差別のない共生社会をめざす長崎県民として手話言語条例が一日も早く制定される事を希望します。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。
13	計画全体	県市町村が一丸となって、お互いのことを思いあえる誰もが暮らしやすい優しい県(市町村)になることを一日でも早く願っております。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。
14	計画全体	長崎県内でも複数の自治体で手話言語条例が制定されており、県内全ての自治体でいち早く制定を願います。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。

番号	項目	意見の要旨	対応区分	意見に対する県の考え方
15	計画全体	今回の取り組みをととても嬉しく思います。2019年の長崎市制定後、5年遅れの来春を心待ちにします。内容のなかに「手話通訳を行う人材の育成」がありました。条例を機に、育った通訳者の活動できる場が増えるよう期待します。県行政のなかでも専任手話通訳者のポストが広がれば、共生社会が進んでいくと思います。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。
16	計画全体	前文をきちんと入れていただき長崎県の手話言語条例に込めた覚悟・姿勢を見ることができ感動しました。手話の定義、今までの手話の歴史など私たち手話関係者が願っていた内容が盛り込まれていると思います。教育に関する条項が積極的に記載されています。特に10条、14条、この頃は人工内耳の普及で普通学校に通学する聴覚障害児が増えていると聞きます。その子供たちが大きくなりハートセンターの成人式に出席し、聞こえないのは自分だけではない、手話を覚え仲間と話が出来友達が増えたと目をキラキラさせながら話をしてくださいました。これこそ私たちが願っていたことです。人工内耳を否定するわけではありませんが、聞こえない人が自分の居場所を見つけ自信をもって人生を歩んでいって欲しい、そう願っています。この条例が絵に描いた餅に終わらぬように、ろう協とともに手話の普及等に努めますので県に置かれましてはその裏付けとなる予算措置を市や町とともにどうかご努力いただきますようお願い申し上げます。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。
17	計画全体	手話言語が言語であり音声言語に劣るものではない、という認識が不足している一部の人たちにより、聴覚障害のある人にとって必要な手話言語との出会いが阻害されている現状の中で、条例にこの10条が書かれていることを応援します。そして、実際にきちんと運用されていくことを願っています。 第14条により、ろう学校の教職員や難聴学級担当の教職員が、今以上に手話の習得を行政から応援されることとなります。その結果、聴覚障害児が、手話を使用することによりもっと自然にいろいろなことが学べるはずで、鳥取県が手話検定試験の受験をも支援しており、ぜひ、それに近い形での現実的な支援ができることを願っています。また、聴覚障害児のみならず育てている保護者が、手話を学ぶ機会が増えます。聴覚障害児の保護者の90%は聞こえる保護者であると言われており、多数である音声言語にばかり依拠せず、家庭で手話によるコミュニケーションが増えていくことで、より良い親子関係の構築に繋がるものと考えます。ぜひ、実効性のある14条になってほしいと思います。	B	ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。

番号	項目	意見の要旨	対応区分	意見に対する県の考え方
18	計画全体	<p>手話通訳者の養成は喫緊の課題であると思います。第4条における手話の普及で県民の皆さんの中に芽生えたものが、手話通訳者という形で花が咲き、実がなるまでにはかなりの時間を要します。手話通訳が必要な現場のすべてに通訳者を配置するためには本当にすぐにでも手を打っていただきたいところです。また、そのためにはぜひ手話通訳者の「身分保障」にも力を入れてください。現状、長崎県内において手話通訳者だけで生活できる人はほんの一握りです。これでは、せっかく養成はしても仕事に就く意欲がそがれてしまうのではないのでしょうか。特に男性の通訳者は県内でも数が少なく、特に病院などの男性ろう者に、男性通訳者を派遣したい場面においてもなかなかそれが実現できていません。</p> <p>第10条 手話に関する情報提供について、新生児聴覚スクリーニング検査で「聞こえにくい」ということが判明した際に、産婦人科でも耳鼻科でもぜひ「手話」という選択肢を紹介してほしい。</p> <p>条例ができることがゴールではないので、今後も長崎県と推進協議会との連携をぜひお願いします。九州で一番最後の条例制定になるかと思っています。だからこそ、よりよいものができるし、今後も県と当事者団体や手話関係団体とが連携し、更により進化する条例となることを期待しています。</p>	C	<p>ご意見を参考にしながら、ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、長崎県手話言語施策協議会の意見を聴取しながら、手話の普及等に関する施策の推進に取り組んでまいります。</p>
19	計画全体	<p>手話が言語であると認められて嬉しく思います。手話やろう者への理解もさらに深まっていくことを期待します。</p>	B	<p>ろう者とうろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。</p>
20	計画全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、市役所の福祉に専任の手話通訳者が設置されていません。ろう者が手続きなどで市役所に来庁した際、職員と意思疎通が取れずに困るのではと思うので、専任手話通訳者の設置を求めます。</li> <li>・市主催で手話奉仕員養成講座を行っていますが、予算が削られ充実した講習会ができないと思います。</li> <li>・学校で福祉学習として、手話サークルとうろう者が学校に出向き、簡単な手話を教えていますが、ボランティアで行っています。学校がきちんと予算を取って謝金を支払った方が良いと思います。</li> <li>・県で予算を取って市に分配できれば、上記の問題が解決できるのではと思います。</li> <li>・手話の普及にしても、予算がないと何もできません。予算を取っていただければと思います。</li> <li>・健聴者はろう者と会話するには、筆記すれば良いと思いますが、ろう者は文章を書くのが苦手な人がほとんどです。手話でないとわからないというろう者が多いです。ろう者の大切な手話を守ってあげたいと思います。</li> </ul>	C	<p>ご意見を参考にしながら、ろう者の方が利用しやすいサービスが提供できるよう市町との連携に努めてまいります。</p>

番号	項目	意見の要旨	対応区分	意見に対する県の考え方
21	計画全体	手話は言語であることが社会に広がってほしいと思います。条例をきっかけに、聞こえない子供達が手話を学ぶ環境が整っていくことを願います。手話通訳者の身分についても見直すきっかけになってほしいです。	B	ろう者とうろ者以外の者が共生することができる地域社会の実現に向けて、手話の普及に関する施策の推進に取り組んでまいります。
22	計画全体	多くの条文が「…努めるものとする」と努力目標になっている点が気になりますが、方向性ははっきりと明示されていますので、今後はその方向性で具体的な施策づくりが展開されるものと期待しております。	B	本条例は基本的事項を定めたものであり、義務規定は馴染まないと考えております。今後の具体的な施策については、長崎県手話言語施策協議会の意見を聴取しながら、施策の推進に取り組んでまいります。
23	前文	「手話は、法的に言語として認められておらず」とありますが、そのあと(10行目)に記述があるように、現在は法的に認められております。「手話は、法的に言語として認められておらず」では、現在も認められていないように捉えられかねないので「かつては」や「以前は」の追記、もしくは「手話は、法的に言語として認められず、…」と変更してはどうでしょうか。	A	ご意見のとおり、誤解を招く表現となっておりますので、「手話は、かつて言語として認められておらず」と修正を行いました。
24	前文	前文3行目に「手話は、法的に認められておらず」とありますが、障害者基本法第3条に「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)」と明記されており、既に言語として法的に認められています。 長崎県の手話言語条例内で、未だに手話が言語として認められていないと誤解を与えかねない表現は控えていただきたいです。  例「手話は、かつて法的に認められておらず」等。	A	ご意見のとおり、誤解を招く表現となっておりますので、「手話は、かつて言語として認められておらず」と修正を行いました。
25	定義	手話言語条例の制定、施行に賛成します。 ろう者の規定が、聴覚障がい者のうち手話を第1言語とする者というの、少し引っ掛かります。手話を第1言語にしない(取得する機会がなかった)ろう者にも、平等な内容になることを期待します。	B	第2条において、「ろう者」は「聴覚障害者のうち、手話言語を使い日常生活をおくる者」と規定しており、現在、手話を使用している全ての聴覚障害者を含んでいます。
26	市町との連携	市役所や病院等において、常駐の手話通訳者を設置して欲しい。	C	ご意見を参考にしながら、ろう者の方が利用しやすいサービスが提供できるよう市町との連携を図り、事業者の支援に努めてまいります。
27	市町との連携	役所(病院)などの公共機関の場に通訳の方がいるととても助かります。筆談という方法がありますが、時間がかかったり、うまく伝わりにくかったりとお互い不自由な思いをされているか、みんなが暮らしやすい社会になるといい	C	ご意見を参考にしながら、ろう者の方が利用しやすいサービスが提供できるよう市町との連携を図り、事業者の支援に努めてまいります。

番号	項目	意見の要旨	対応区分	意見に対する県の考え方
28	手話を学ぶ機会の確保等	福祉科コースのある学校だけで手話を学ぶだけではなく、普通の小・中・高等学校でも年3回程度、手話や聞こえについて、学ぶ機会を設けて欲しい。	C	現時点では、義務教育全般において手話を学ぶ機会を保障するような規程を設けることは困難ですが、第11条「手話を学ぶ機会の確保等」に記載のとおり、県民の方々が手話を学ぶ機会を確保できるよう努めてまいります。
29	手話を学ぶ機会の確保等	素案では聴覚障害児が学ぶための措置にのみ焦点が当てられており、周囲の理解という点からも、小学生の時から教育のカリキュラムに手話は入れるべき。	C	現時点では、義務教育全般において手話を学ぶ機会を保障するような規程を設けることは困難ですが、第11条「手話を学ぶ機会の確保等」に記載のとおり、県民の方々が手話を学ぶ機会を確保できるよう努めてまいります。
30	手話を学ぶ機会の確保等	賛成です。小、中学校で毎年1回、手話講座をしていくようにしてはどうでしょうか。	C	現時点では、義務教育全般において手話を学ぶ機会を保障するような規程を設けることは困難ですが、第11条「手話を学ぶ機会の確保等」に記載のとおり、県民の方々が手話を学ぶ機会を確保できるよう努めてまいります。
31	手話を用いた情報発信	知事や市長の記者会見、式典では手話通訳者が配置されているが、議会中継などでは手話通訳は行われていない。今後必要になってくると思うが、どのように考えているか。	C	議場での傍聴を希望される場合は、傍聴される議会の5日前（閉庁日を除く）までに議会事務局に申請することにより、手話通訳者を配置することができますが、今年度から議場内において、耳の不自由な方や音声聞き取りにくい方が傍聴をしやすいように、議場での発言をリアルタイムで文字化し、43インチのモニターに表示する字幕表示システムを導入したところです。 今後、まずは当システムの変換精度を高めるとともに、県議会ホームページの議会中継画面上においても字幕表示を取入れることを検討していく予定としているほか、本条例に基づき引き続き、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得できるよう、手話を用いた情報発信や環境整備に努めてまいります。
32	手話を用いた情報発信	オンラインでの手話通訳講座や手話養成アプリ、SNSを活用した手話の魅力発信などを今後検討してはどうか。また、手話検定に関する体制整備も進めていただきたい。	C	ご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。